

(参考資料)

1 地区別森林の現況

(面積)

単位: ha

地区名	地区面積	森林率	森林面積	人工林計	人工林				天然林	竹林	その他
					スギ	ヒノキ	マツ	その他			
千葉	34,412	12.4	4,252	1,572	1,376	167	13	16	1,903	326	451
東葛飾	53,959	3.8	2,055	447	315	38	82	12	1,202	167	239
印旛	69,166	16.1	11,152	3,248	2,878	308	19	44	5,021	1,464	1,418
香取	40,130	18.9	7,578	3,233	2,992	212	3	25	2,722	670	953
海匝	31,617	12.3	3,888	942	823	49	33	36	1,820	362	764
山武	42,868	18.3	7,832	4,406	3,681	678	15	31	1,874	666	887
長生	32,687	25.9	8,467	2,171	2,007	70	31	63	4,362	1,155	778
計	304,839	14.8	45,224	16,018	14,072	1,523	197	227	18,905	4,810	5,491

全県	515,719	28.1	145,080	48,514	38,175	7,403	429	2,507	75,078	9,935	11,554
管内 比率	% 59.1	% 31.2	% 33.0	% 36.9	% 20.6	% 46.0	% 9.0	% 25.2	% 48.4	% 47.5	

(蓄積)

単位: 千m³

地区名	1ha当り蓄積	森林蓄積	人工林計	人工林				天然林
				スギ	ヒノキ	マツ	その他	
千葉	176.9 m ³	752	537	490	44	3	1	215
東葛飾	142.1 m ³	292	154	117	13	23	1	138
印旛	132.9 m ³	1,482	1,022	932	84	4	2	460
香取	208.1 m ³	1,577	1,239	1,166	71	1	2	338
海匝	145.5 m ³	566	367	343	17	6	1	199
山武	251.3 m ³	1,968	1,751	1,505	243	3	0	217
長生	157.6 m ³	1,335	833	800	22	6	5	502
計	176.3 m ³	7,972	5,903	5,353	493	46	11	2,068

全県	181.2 m ³	26,282	17,705	15,022	2,273	92	318	8,577
管内 比率	% 30.3	% 33.3	% 35.6	% 21.7	% 50.4	% 3.4	% 24.1	

- (注) 1) 令和4年度千葉県森林・林業統計書(千葉県農林水産部森林課)による。
国有林も含めた総数
2) 千葉地区には、市原市を含まない。
3) 管内比率は、北部林業事務所管内が県全体に占める割合。
4) 欄ごとに集計し四捨五入しているため、各欄を集計した値と計の欄が一致しない。
5) 人工林のその他は、その他針葉樹、クヌギ、その他広葉樹の計である。

2 林道の現況

(1) 林道の開設状況

(令和6年3月31日現在)

種別 区分		総数		種 類 別 状 況							
		路線数	延長 a=b+c	舗装状況		橋 梁				隧 道	
				舗装延長 b	未舗装延長 c	鋼・ コンクリート橋		木橋		個数	延長 aの内数
						個数	延長 aの内数	個数	延長 aの内数		
自動車道	県管理	1	1,474	1,474	0	-	-	-	-	-	-
	市町村管理	17	22,303	17,113	5,190	1	12			0	0
	森林組合管理	1	777	0	777	-	-	-	-	-	-
合 計		19	24,554	18,587	5,967	1	12	-	-	0	0

(注) 橋梁及び隧道の延長は、総延長の内数

(2) 市町村別林道状況

(令和6年3月31日現在)

市町村	路線名	施行区分	自動車道の種類	復員 m	延長 m	舗装延長 m	開設完了年度	備 考 夏目線(東庄町)、 古宿線(山武市)以外 すべて市町村営
銚子市	富川	県単	2級	4.0	1,300	0	S38	
小計	1				1,300	0		
東金市	家之子1号	県単	1級	5.0	1,339	1,339	S59	
	家之子2号	県単	1級	5.0	1,033	1,033	H6	
	栗生	市単	1級	6.0	1,651	1,651	H9	
小計	3				4,023	4,023		
大網白里市	萱野	県単	2級	4.0	1,726	1,726	S44	
小計	1				1,726	1,726		
山武市	湯坂	県単	2級	4.0	1,200	0	S43	(旧 成東町)
	真行寺	県単	2級	4.0	1,205	1,205	S41	(旧 成東町)
	和田	県単	2級	4.0	1,580	570	S46	(旧 成東町)
	姫島根蔵	県単	2級	4.0	2,044	1,929	S60	橋梁 12m(旧 成東町)
	古宿	県単	3級	2.6	777	0	H9	森林組合管理(旧 山武町)
小計	5				6,806	3,704		
茂原市	上永吉	県単 自力	2級	4.0 ~5.0	2,604	2,604	S41	
	上永吉(支)2号	県単	2級	4.0	752	752	S48	
小計	2				3,356	3,356		
長柄町	芦網榎本	県単	1級	5.0	108	108	S42	茂原市側は市道へ用途変更
	皿木沢	県単	2級	3.6	600	0	S44	
	桜谷	県単	3級	3.0	720	0	S38	
	刑部針ヶ谷	国庫	2級	4.0	2,664	2,664	S55	林構林道
	篠網	国庫	3級	3.0	1,182	1,182	S60	林構林道
小計	5				5,274	3,954		
長南町	朝日	県単	3級	3.0	595	350	H11	
小計	1				595	350		
東庄町	夏目	県単	1級	6.0	1,474	1,474	S50	県営
小計	1				1,474	1,474		
合計	19				24,554	18,587		

(注) 資料出典「林道台帳」

3 海岸県有保安林の現況

（令和6年3月31日現在）

市町村	面積ha	備考	市町村	面積ha	備考
旭市	47.8		大網白里市	2.4	
匝瑳市	92.9		白子町	84.2	
横芝光町	84.4		長生村	37.4	
山武市	140.1		一宮町	123.2	
九十九里町	7.5		計	619.8	

4 県営林の現況（特別会計）

（令和6年3月31日現在）

県営林別	区別	数量	主な樹種
睦沢分収林	面積	9.8ha	スギ、ヒノキ
	蓄積	2,925m ³	
東庄県民の森	面積	12.3ha	クロマツ、スタジイ
	蓄積	702m ³	
計	面積	22.1ha	
	蓄積	3,627m ³	

5 保安林について

森林は木材等の林産物を供給するだけでなく、水源の涵養、自然環境の保全・形成等の大切な働きをしています。こうした森林の中で、わたしたちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林については、農林水産大臣または知事が森林法に基づいて「保安林」に指定し、常にその指定目的に即した働きができるように必要な措置を講じています。

保安林は、指定目的により17種類あり、当事務所管内には11種類があります。

管内の保安林の指定状況

(令和6年3月31日現在)

種 類	面積(ha)	保 安 林 の 機 能
水源かん養保安林 干害防備保安林	202	良質な水をはぐくみ洪水を緩和する保安林
土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	107	山崩れや土石流を防ぐ保安林
防風保安林 潮害防備保安林 飛砂防備保安林	1,015	風を和らげ潮風・飛砂・津波から田畑や住宅・道路などを守る保安林
保健保安林 風致保安林	713	やすらぎとうるおいを与えてくれる保安林
航行目標保安林 水害防備保安林	3	その他の保安林

※ 面積は、他の種類の保安林との兼種を含む

○保安林に指定されると

(税金の免除等の特例措置があります)

(1) 税金が非課税・減額されます。

固定資産税	}	課税されません。
不動産取得税		
特別土地保有税		
相続税 贈与税		→伐採制限に応じ 3～8割が控除されます。

(2) 特別の融資が受けられます。

((株)日本政策金融公庫)

(立木の伐採等に制限を受けます)

(1) 立木の伐採

あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。(間伐及び人工林の択伐については届出。)なお、制限の範囲内の伐採であれば、許可されます。

(2) 土地の形質変更など

土地の形質を変更行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が保安林の働きに支障を及ぼす場合を除いて許可されることになっています。

(3) 植栽

伐採したあと、木を植えなければ森林状態に回復しない場合には、跡地への植栽が義務づけられます。

6 市町村別保安林の指定状況(面積)

(令和6年3月31日現在)

単位 ha

保安林種別 市町村名	水源 かん 養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	飛砂 防備	防風	水害 防備	潮害 防備	干害 防備	航行 目標	保健	風致	土流 兼 土崩	土崩 兼 防風	土崩 兼 干害	土崩 兼 風致	飛砂 兼 潮害	飛砂兼 潮害兼 保健	飛砂 兼 保健	防風 兼 水害	防風 兼 保健	潮害 兼 保健	干害 兼 保健	干害 兼 風致	計
千葉市		0.4	2.2		4.3			0.8		0.2			0.1											8.1
銚子市			2.2		12.1	0.7	31.0		0.2	0.5			0.5							1.1	35.5			83.8
市川市											0.1													0.1
茂原市		1.9	0.7						1.6		1.5													5.7
成田市			0.4		15.0																			15.5
佐倉市			1.3																					1.3
東金市	109.9		4.2		4.0					19.2	3.2				1.3									141.6
旭市	0.7	0.2	12.9		9.1		18.1									0.2	47.5			0.2	10.3			99.3
八街市	13.2				172.4																			185.6
富里市			0.9		17.0																			17.8
匝瑳市			4.7				17.9											92.9						115.5
香取市		0.4	25.8					2.8											17.1					46.1
山武市			12.8		0.2		5.1	45.3	0.5					0.0			140.1					4.5		208.7
多古町		0.5	10.0					5.2																15.7
東庄町		0.6	2.8																			7.0		10.4
大網白里市			0.3													2.4								2.6
九十九里町							6.0											7.1						13.1
芝山町			3.2					8.2																11.4
横芝光町		0.0	9.4		0.9		8.8					0.0					84.4							103.7
一宮町			0.4	2.4	3.2		0.8									0.3	122.0	0.5		0.9				130.5
睦沢町			0.8								4.8													5.6
長生村				1.4			1.6									2.1	33.9							39.0
白子町																0.5	72.2	0.0			12.0			84.8
長柄町		0.8	1.2																					2.0
長南町			4.1								6.4												4.3	14.7
合計	123.8	4.8	100.2	3.7	238.3	0.7	89.3	62.4	2.3	19.9	16.0	0.0	0.6	0.0	1.3	5.5	600.2	0.5	17.1	2.2	57.8	11.6	4.3	1362.5

(注) 欄毎に集計し四捨五入しているため、各欄を集計した値と計の欄が一致しない場合がある。

7 県民の森の現況

(1) 船橋県民の森

昭和53年4月1日、千葉県における4番目の県民の森として開園し、都市に近い県民の森として、多くの県民が気軽に自然に親しみ、健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

ア 所在地 船橋市大神保町586-2

イ 区域面積 15ha

ウ 施設の概要

1 船橋県民の森管理事務所(ログハウス)62㎡

展示室、入園者の案内所及び事務室

2 集いの広場 4,700㎡

デーキャンプを楽しめる憩いの場

3 自然観察路 4.7km

4 駐車場 11,890㎡(250台分)

5 自然観察園 11,500㎡

自然観察と憩いの場として紅葉がきれいな木、落葉がきれいな木、実のなる木等の植栽

6 泉の林 600㎡

湧き水を利用した野鳥水飲場のある林

7 運動広場 8,300㎡

入園者の集会・憩いの広場、スポーツ等の野外レクリエーションの広場

8 フィールドアスレチック 9ポイント

森林浴をしながらアスレチックを楽しむことができる。

9 野外炉 50基

林緑でバーベキューを楽しむことができる。

エ 指定管理者 千葉県森林組合連合会

船橋県民の森管理事務所(047-457-4094)

(2) 東庄県民の森

昭和54年5月1日、千葉県における5番目の県民の森として開園し、北総の干潟八万石と水鳥が多く飛来する夏目の堰を望む丘陵に設置され、多くの県民が北総台地の豊かな自然に親しみ、健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

ア 所在地 香取郡東庄町小南639

イ 区域面積 12.3ha(県有林)

ウ 施設の概要

- 1 県民の森会館(木造平屋建て、新校倉造)323㎡
森林や野鳥の生態などの展示室及び事務室
 - 2 ふるさと館(鉄筋コンクリート造一部木造、平屋建)322㎡
県民の森行事、催事、コミュニティ、サークル活動の場としての施設
 - 3 中央芝生広場 7,094㎡
入園者の集会・憩いの場、スポーツ等の野外レクリエーションの広場
 - 4 野鳥の広場 5,500㎡
 - 5 遊歩道 2.0km 自然観察に適した林内遊歩道
 - 6 遊びの広場 1,553㎡
 - 7 水鳥観察舎(木造平屋建)20㎡
夏目の堰に飛来するカモ類を中心とした水鳥を観察できる。
 - 8 駐車場 3,036㎡(90台)
 - 9 運動広場 2,418㎡ 全天候型テニスコート 2面(ほか駐車場 1面分)
 - 10 弓道場(木造平屋建)76㎡
6人立ちの弓道場で、弓の技術向上、修練の場として設置。
 - 11 フィールドアスレチック 3ポイント
フィールドアスレチック施設を芝生広場の一角に配置している。
 - 12 お花見広場等
サクラの花見、語り等住民交流の場、バーベキューも楽しめる。
- エ 指定管理者 千葉県森林組合連合会
東庄県民の森管理事務所(0478-87-0393)

8 治山事業の種類（北部林業管内で近年実施している事業）

県予算名	事業名	内容	備考
山地治山事業	(国)緊急予防治山	地域における減災に関する取り組みと合わせて、山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等を予防する事業。	国庫補助事業
	(国)復旧治山	山腹崩壊地等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るための事業。	国庫補助事業
	(国)予防治山	山地災害の防止のために行う荒廃危険山地や崩壊等を予防する事業。	農山漁村地域整備交付金
	(国)緊急総合治山	災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区において荒廃山地の復旧整備や荒廃危険地区の崩壊等を防止する事業。	国庫補助事業
	(国)機能強化・老朽化対策事業	既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う事業。	農山漁村地域整備交付金
	(県)県単治山維持管理	既存の治山施設が、災害の発生を抑止できる状態を保持できるように施設の維持管理を行う事業。	
	(県)小規模治山緊急整備	山地に起因する災害であって、国庫補助事業に該当しないが、人家・公共施設等に被害を及ぼし放置しがたい小規模な山地災害について、市町村が行う治山工事に助成する事業。	
保安林整備	(国)防災林造成	保安林の機能を維持強化するための森林の造成等を行う事業。	国庫補助事業
	(国)保安林総合改良	過去に治山工事が施行された場所で、松くい虫被害によって森林の状態が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持	国庫補助事業
	(国)保育	治山事業施行地等の森林に対し、その健全な成長を促進させるために下刈、除伐、本数調整伐等を行う事業。	国庫補助事業
治山施設災害復旧事業	(県)県単林地荒廃防止施設災害復旧	台風、集中豪雨等により国庫補助の対象とならない規模で被災した保安施設(治山事業施行地等)の復旧整備を実施する事業。	
治山施設災害関連事業	(国)災害関連緊急治山	民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、当該災害発生年度に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業。	国庫補助事業
	(国)林地崩壊防止	激甚法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度の災害を防止するため、市町村が実施する事業。	国庫補助事業

(国): 国庫補助事業及び交付金事業

(県): 県単独事業

9 森林整備事業

事業名	主な事業内容	補助率	主な採択要件、(備考)
造林保育事業	人工造林(前生樹の伐倒・除去を含む)、下刈、枝打ち、除伐	4/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画に基づく事業であること。 ・森林所有者及び市町村と締結した協定に基づく事業であること。 ・一施行地の面積が0.1ha以上であること。(事業後の申請)
森林吸収源対策間伐促進事業	間伐	6.5/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画に基づく事業であること。 ・一施行地の面積が0.1ha以上であること。 ・間伐材を平均10m³/ha以上搬出すること。
	森林作業道整備	5.5/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐と一体的に行う作業道の開設及び改良であること。 ・千葉県森林作業道開設基準に適合する作業道であること。(事業後の申請)
竹林拡大防止事業	竹林の伐採	5/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・竹を皆伐し、集積又は搬出すること。 ・竹林伐採後2年以内に植栽すること。 ・森林経営計画に基づく事業であること。 ・一施行地の面積が0.1ha以上であること。(事業後の申請)
絆の森整備事業	植栽、下刈、雑草木・不良木の除去、森林作業道開設等	7/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一施行地の面積が0.1ha以上であること。 ・5ha以上のまとまりのある森林で行うこと。 ・森林経営計画又は施業実施協定に基づく事業であること。
サンプスギ林総合対策事業	被害木の伐倒・搬出、被害木の運搬	4/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本数被害率が25%以上であること。 ・120m³/ha以上の立木材積がある森林で行うこと。 ・皆伐を行い、被害材を林外搬出すること。
	跡地の植栽	1/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市町村長が定める要件に従うこと。(市町村経由の間接補助事業)
県単森林整備事業	人工造林(前生樹の伐倒・除去を含む)、下刈、枝打ち、除伐、間伐材搬出、獣害対策としての竹林整備	4/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一施行地の面積が0.05ha以上であること。 ・その他市町村長が定める要件に従うこと。(市町村経由の間接補助事業)
災害に強い森づくり事業	人工造林(前生樹の伐倒・除去を含む)、保育間伐、更新伐、下刈り、発生材の運搬	間接補助 4/10以内 委託 5/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一施行地の面積が0.1ha以上であること。 ・鉄道、道路、送配電線等の重要インフラ施設に近接する森林であること。 ・市町村、事業主体、インフラ施設管理者、森林所有者の相互協定の対象であること。(市町村経由の間接補助事業又は市町村が事業主体となり委託)

千葉県北部林業事務所

本 所 〒289-1321 千葉県山武市富田1177-7
TEL 0475(82)3121(代表)
FAX 0475(82)4463

印旛支所 〒285-0026 千葉県佐倉市鎗木仲田町8-1
TEL 043(483)1130(代表)
FAX 043(484)2826

令和6年5月作成